

青森県立八戸北高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は青森県立八戸北高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を計り、あわせて母校の隆盛発展を計ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、本部を母校内に置き、支部は各地に適宜置く。
2. 支部設立は役員会の議決を要する。
- 第 4 条 会則の改正は、役員会の決議により代議員会の承認を要する。

第 2 章 事 業

- 第 5 条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦
- (2) 母校発展への寄与
- (3) 会報及び会員名簿の発行
- (4) その他必要と認める事項

第 3 章 会 員

- 第 6 条 会員は、次の正会員、特別会員とする。
- (1) 正会員は青森県立八戸北高等学校卒業生とする。なお、同校に籍を置いた者で正会員3名以上の紹介により役員会で認めた者を含む。
- (2) 特別会員は現旧職員とする。

第 4 章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名、副会長 5名、理事 若干名、監事 2名、事務局長 1名、
事務局員 若干名
- 第 8 条 会長、副会長及び監事は代議員会において正会員の中からこれを選任し、理事、
事務局長、事務局員は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。
- 第 9 条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 第 10 条 役員は次の任務を遂行する。
- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は代理する。
- (3) 理事は、本会の運営に参画する。
- (4) 監事は、本会の会務・財務について監査する。
- (5) 事務局長・事務局員は本会の運営に参画し、庶務を処理する。
- 第 11 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
2. 顧問は本会の目的達成に必要な事項に関して会長の諮詢に応ずる。

第 5 章 代 議 員

第12条 本会に代議員を置く。

2. 代議員は各期生3名とする。
3. 代議員は、代議員会を組織し、本会事業全般にわたって議決する。

第 6 章 会 議

第13条 役員は役員会を構成し、代議員会に付議すべき事項、その他重要事項を審議決定する。

2. 会長が必要と認めたときは、役員会に顧問の出席を求めることができる。

第14条 代議員会は本会最高の議決機関である。代議員会は毎年1回開催する。臨時代員会は役員会の承認を得て会長が召集する。

第15条 代議員会は次の事項を議決する。

- (1) 本会則の改正の承認
- (2) 会長・副会長・監事の選任及び解任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他重要な事項

第16条 代議員会は役員、代議員で構成する。

第17条 代議員会及び役員会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 7 章 専 門 部

第18条 本会にその目的達成に必要な事項を調査・研究するために役員会の議決を経て専門部を置くことができる。

2. 専門部に必要な事項は役員会において決定する。

第 8 章 会 計

第19条 本会の経理は、入会金及び会員からの会費をもってこれにあてる。

第20条 本会の入会金は、金壱万円とする。入会金は在学中に納めるものとする。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則は昭和41年3月1日より実施する。

- 昭和44年 1月 3日改正。 昭和47年 1月 3日改正。
昭和57年 1月 3日改正。 昭和59年 1月 3日改正。
平成 元年 4月 1日改正。 平成 4年 7月25日改正。
平成 6年 2月22日改正。 平成12年 2月22日改正。
平成12年 9月 4日改正。